

# 京極町農業委員会総会議事録

(第19回令和4年5月26日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月26日 午後1時30分から2時05分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

1. 出席委員（ 11人 ）

- 1 番 中村明彦
- 2 番 粥川一也
- 3 番 酒井勇一
- 4 番 熊谷 聡
- 6 番 横川順行
- 7 番 行天英宏
- 8 番 小山憲一
- 9 番 小柳光義
- 10 番 清本勝彦
- 11 番 船場 茂
- 12 番 後藤耕藏

4. 欠席委員（ 1人 ）

- 5 番 藤波秀博

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 総会諸報告について
- 第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について
- 第4 協議第1号 京極町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見照会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

## 7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

後藤会長

これより第19回京極町農業委員会総会を開会いたします。  
蒔き付け作業もあと少しになりました。これから天気悪くなるようで、雨は降らないで欲しいですが、一雨欲しい人もいないのでしょうか。コロナのほうも、マスクを外してもいいとなりましたがなかなか外している人を見ませんね。農作業でもマスクをしていたらきついです。ウクライナの戦争は終わりませんね。自衛隊も戦闘機が飛行するなど活発に活動していて穏やかではないです。本日も議案がありますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局長

本日の総会にあたり、5番藤波委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、3番酒井委員、4番熊谷委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

### 【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

2、第18回京極町農業委員会総会を、令和4年4月28日に京極町役場議員控室にて開催しております。

3、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、4月22日に後藤委員、熊谷委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

4、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、5月2日に熊谷委員、清本委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。行天委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和4年5月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案2件となっております。新規の利用権設定の計画が2件です。はじめに、番号1番について説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、原野、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、賃貸借。利用権の設定等の種類、賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年5月27日。終期、令和5年5月26日。期日、令和4年5月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、輪作体系維持のため。

番号1番について、議案書3ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書5ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号1番につきましては、以上となります

議 長

ただいまの説明に関連して、1番をわたくしより調査の結果ならびに補足説明をいたします。

番号1番について、議案書3ページの調査書のとおり、4月22日に調査しまし

た。輪作体系維持のため、地域の認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。

以上です。

議 長            それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(発言なし)

議 長            よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長            全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり決定いたしました。

それでは行天委員は退席をお願いします。

(行天委員退席)

議 長            番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局長        **【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

番号2について説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年5月27日。終期、令和5年5月26日。期日、令和4年5月27日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、経営規模縮小のため。

番号2について、議案書4ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書6ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

番号2番につきましては、以上となります。

議 長            ただいまの説明に関連して、2番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員        番号2番について、議案書4ページの調査書のとおり、5月2日に調査しまし

た。経営規模縮小のため、地域の認定農業者に賃貸するもので問題はないと思います。

図を見てもらうと分かる通り、今年は賃貸人が一部を耕作するため一筆全てではありません。来年は全てを賃借人へ賃貸するという話も出来ているようです。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

小柳委員 今年賃貸人が耕作する場所は、どのくらい面積がありますか。

熊谷委員 2000㎡ほどで、アスパラとねぎを耕作するようです。

議 長 他に質疑ありますか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり決定いたしました。

(行天委員着席)

議 長 続いて、日程第4の協議第1号「京極町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見照会について」を議題と致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 **【協議第1号、朗読】**

議案書7ページご覧ください。日程第4、協議第1号、京極町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見照会についてご協議願います。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、京極町長から京極町農業経営基盤強化促進基本構想についての意見を求められたので、次のとおり協議する。令和4年5月26日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

農業経営基盤強化促進基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条で各市町村が定めることができるものと規定されており、京極町においても認定農業者の認定や利用集積計画に基づく売買や賃貸借等を行うための指標とするため、これを定めております。

この基本構想を定めるにあたっては、同法施行規則第2条において農業委員会及び農業協同組合に意見を聴取することが定められていることから、令和4年5月17日付けで京極町より構想内容についての意見を求められたものであります。

議案書8ページをご覧ください。この度は、新規就農者の確保の目標について、基本構想に定められている目標と町の最上位計画である第6次京極町総合計画の目標との整合が図られていないため、基本構想の目標値の変更における意見照会となっておりますので、本日は、意見及び質疑の有無を聴取したうえで、農業委員会としての意見があれば整理して回答したいと考えております。

協議第1号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

小山委員 後継者ではなく新規就農者の目標か。

事務局長 後継者を含めての新規就農者の目標です。

清本委員 総合計画との整合が図られていなかったのは何故か。

事務局長 基本構想の毎年1名を目標という記載と総合計画の10年間で5名を目標とするという記載の表現の相違により整合性の確認が見落とされていたと考えられます。

議長 総合計画に合わせる形で問題ないということによろしいですか。

全委員 異議なし

議長 それでは、以上で協議第1号を終わります。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第19回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時 5分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 6月23日（木）午後 1時30分